

熊本型特別栽培農産物（有作くん）
に関するQ & A

平成28年10月

熊本県農林水産部生産経営局
農業技術課

目 次

- (Q 1) 確認責任者の具体的な要件及び事務は？
- (Q 2) 生産者の住所またはほ場の所在地が県外である場合の取扱いは？
- (Q 3) 「栽培期間」とは、いつからいつまでの期間を指しますか？
- (Q 4) 計画承認及び取扱実績における年度の取り扱いは？
- (Q 5) 栽培ほ場の具体的な要件は？
- (Q 6) 栽培責任者が定める栽培基準で留意する点は？
- (Q 7) 認証申請は、いつ行いますか？
- (Q 8) 「環境と調和のとれた農業生産活動の実践」の具体的な取扱いは？
- (Q 9) 加工品は「有作くん」の対象となりますか？
- (Q 10) 土づくりに用いる堆肥等の有機物についての考え方は？
- (Q 11) 「農薬」とは、どのようなものですか？ 使用に当たって留意すべきことは？
- (Q 12) 石灰窒素はどのように取り扱いますか？

(Q1) 確認責任者の具体的な要件及び事務は？

[A]

確認責任者は、熊本型特別栽培農産物取扱要領（以下「要領」という。）第9の3に規定する確認責任者の責務を遂行できる、農業協同組合、出荷団体、法人、農業者の組織する団体等の長としています。任意組合及び法人の場合は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約において確認責任者としての責務が遂行できると判断できる者に限ります。

なお、「特別栽培農産物に係る表示ガイドラインQ&A」(Q31)では、消費者の信頼を担保するため、栽培責任者とは別の主体として、栽培責任者以外の者が栽培管理等が適切に行われているかどうかを確認する必要があるとあり、栽培責任者（一定の栽培基準に従って栽培管理を行う者）と確認責任者（栽培管理の方法を確認し記録を保管する者）は兼ねることができないとされています。したがって、栽培責任者と確認責任者が家族である場合など、消費者が別の主体であると認識できない体制は適当ではありません。

農協等の団体において、組織内の責任分担が明確になっている場合に限り、表示上は組合長などの代表者が栽培責任者と確認責任者を兼ねることができます。

(Q2) 生産者の住所またはほ場の所在地が県外である場合の取扱いは？

[A]

原則として、熊本県に住所を有する生産者が、熊本県内のほ場で生産した農産物を対象としており、県外の実産者及びほ場は認証の対象となりません。

しかし、同一の栽培基準により生産された農産物の集出荷及び販売を、組織として一括して行っている生産者組織において、隣県に住所を有する生産者またはほ場が含まれる場合は、協議の上認めることがあります。

(Q3) 「栽培期間」とは、いつからいつまでの期間を指しますか？

[A]

熊本型特別栽培農産物生産基準の中の「栽培期間」とは、農林水産省「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」第3で定義されている「生産過程等」と同じとします。

1 1年生作物の場合

米、野菜等の1年生作物は、前作の作物の収穫が終了した時点から当該作物の収穫・調整までの期間となります。

2 多年生作物の場合

1) 果樹は、年1回の果実の収穫時点（樹体・果実の生育及びその栽培管理が一巡する時点）から当該年の収穫・調整までの期間となります。

2) 茶のように、1年間に複数回、収穫機会のある作物については、前年の最終収穫後から当該年の最終収穫・調整までの期間となります。

(Q4) 計画承認及び取扱実績における年度の取り扱いは？

[A]

計画承認申請は、前作の収穫終了後から、1年生作物では播種前、多年生作物では当年の栽培管理が始まる前までに行います。収穫開始及び認証申請が翌年度となる場合は、栽培基準及び生産計画書で翌年度の認証となることがわかるよう記載してください。

実績報告は、年度内に認証決定されたものについて取りまとめ、翌年度の5月1日までに報告します。翌年度の4月末に収穫及び出荷が継続している場合は、収穫終了後に出荷見込みをもって報告し、貯蔵等により出荷が長期間にわたる場合は、出荷終了後の実績値をもって再度報告してください。

(Q5) 栽培ほ場の具体的な要件等は？

[A]

「有作くん」の栽培を行うほ場にあっては、環境保全等の観点から極力集団化に努めることとし、1品目当たり1アール以上のほ場を対象とします。また、土づくりや肥料・農薬の残留等の観点から、過去において土づくり、減化学肥料及び減農薬等の栽培が継続して行われていることを基本とします。

また、周辺からの化学肥料や化学合成農薬の流入・飛来を防ぐ措置を講じておく必要があります。

(Q6) 栽培責任者が定める栽培基準で留意する点は？

[A]

県の生産基準に基づいて、栽培責任者が定める栽培基準は、出来るだけ具体的な基準とします。堆肥等有機物の施用量については、「土づくり」を目的にしているものであり、また、「堆きゆう肥利用の手引き」に具体的な施用基準を示しているのは、環境保全への配慮からです。(Q5参照)

したがって、目的が達成されると思われるものについては、現場の土壌条件や作物の生育状況等によって、また、施用する堆肥等の種類によって臨機応変に対応することとなります。

肥料の使用については、使用時期や施用量(窒素量)等を明記するとともに、県慣行レベルとの比較を行って下さい。

化学合成農薬の使用についても、使用時期や使用回数(成分)等を明記するとともに、県慣行レベルとの比較を行って下さい。

また、生産者が取り組む環境保全活動についても、活動の取組状況を把握して下さい。

特に、計画承認時以前に栽培の準備が始まる作物については、事前に栽培基準についての指導を十分行うよう留意して下さい。

(Q7) 認証申請は、いつ行いますか？

[A]

認証申請は、確認責任者が栽培確認を行った後となるので、栽培基準の項目の遵守を確認した後速やかに行うこととし、収穫開始予定日の3週間前から10日前までの期間中に申請書を提出します。

なお、収穫までの生育期間が短い野菜等の品目においては、迅速に申請を行い、出荷開始までに認証決定が終えるよう注意してください。

また、多品目のものを取り扱う場合は、出荷時期により1~2ヶ月ごとに認証申請をまとめて行うこととし、その時期を計画承認時点で確認責任者が把握しておいてください。

認証申請後にも化学肥料及び化学合成農薬の使用予定がある場合は、「生産履歴記帳簿」に使用予定資材を記載して提出してください。認証決定後の生産過程において、化学肥料・農薬の使用が上限を上回った場合には、直ちに中止届を提出することとし、それ以降の収穫物に有作くんの表示はできません。

(Q8) 「環境と調和のとれた農業生産活動の実践」の具体的な取扱いとは？

[A]

要領第9の1(2)に示す「環境と調和のとれた農業生産活動の実践」については、生産者自らが取り組むべきものであり、「有作くんの登録生産者が取り組む環境保全に関する事項」(資料1)を基に実施するものです。

生産者の環境と調和のとれた農業生産活動への意識向上を図ることを目的としており、認証の要件としませんが実践に努めるものとします。

生産者は、「有作くんの登録生産者が取り組む環境保全に関する事項」を基に組みの項目及び内容を栽培責任者及び確認責任者と協議し、栽培責任者がその計画を「栽培基準」に記載し、生産者が「生産履歴記帳簿」に実績を記載します。

確認責任者は、計画承認申請時に取組計画が記載された「栽培基準」を提出し、取組を確認後、「生産履歴記帳簿」により実績を報告するものとします。

(Q9) 加工品は「有作くん」の対象となりますか？

[A]

「有作くん」の対象品目は、別紙1「熊本型特別栽培農産物生産基準」に示してあるとおり、米、野菜、果樹、茶です。

2分割や4分割されて販売される大根、はくさいなどは対象になりますが、野菜冷凍食品、乾燥野菜、カット野菜(生鮮食品に該当する単に切断したもの(単一品目のカット野菜)を除く)など加工食品に該当するものは「有作くん」の対象にはなりません。

お茶の場合は、消費者に販売される形態の大部分が製茶であることから、荒茶だけでなく製茶についても「有作くん」の対象となります。

対象とならない加工食品に、「有作くん」に認証された〇〇を使っています。」などの事実を表示することは可能ですが、くまもとグリーン農業表示マークを貼付することはできません。

(Q10) 土づくりに用いる堆肥等の有機物についての考え方は？

[A]

土づくりに用いる堆肥等の有機物の施用方法は、県「堆きゅう肥利用の手引き」に示す、堆きゅう肥の施用基準「各作物別の堆きゅう肥施用基準」に基づく施用を基本とします。

また、「有作くん」栽培に使用する堆肥は、家畜排せつ物法や肥料取締法に基づいた適正な措置を行い、環境負荷の軽減及び自然循環の効果が図られる品質であることが前提です。

なお、「堆きゅう肥利用の手引き」の記載のない有機物については、次のように扱います。

- ・野草や落ち葉を材料とした堆肥の場合、施用基準は稲わら堆肥に準じ、窒素成分はカウントしません。
 - ・土づくりのために栽培し、土壌に還元する緑肥は有機物としてはカウントしません。
 - ・稲わら、麦かんの全量をほ場に還元する場合、10a 当たり牛糞堆肥換算で0.5 t とみなします。
 - ・茶の剪定枝を10a 当たり500kg 以上土壌に施用する場合、剪定枝が腐熟化したものを堆肥として、10a あたり牛糞堆肥換算で0.5 t とみなします。
 - ・堆肥材料の畜種が馬の場合は、牛と同様に扱います。
 - ・スラリーは、施用基準の液状きゅう肥として適用します。
- その他、基準等のない有機物の取り扱いについては、本課と協議することとします。

[参考]

県「堆きゅう肥利用の手引き」(抜粋)

第2章 堆きゅう肥の施用基準

2-2 各作物別の堆きゅう肥施用基準

堆きゅう肥の施用量は作物の生育特性に合うことが必要である。また、堆きゅう肥は施用量が多ければ多いほど良いということはなく、過剰投入が種々の障害を引き起こしていることも少なくない。適正な資材を土壌の条件に合わせて適量を施用することが大切なことである。

このようなことから、作物別の施用基準を下表(別添資料)に示している。ただし、施用にあたっての留意事項を遵守しつつ、地域あるいは作物の種類に応じて適切に施用する必要がある。

【施用基準設定にあたっての前提条件】

- ①この施用基準は、堆きゅう肥を連用する場合の一作あたりの目安量とする。
- ②この施用基準を適用する場合の施肥は、特記するものを除き、作物別施用基準から堆きゅう肥の肥効として想定される量を差し引いて施用するものとする。ただし、堆きゅう肥の連用により、肥料要素間に著しい不均衡を生じる場合は、要素毎に適宜加減するものとする。
- ③堆きゅう肥は、土壌条件、施用時期、施用方法によって分解や肥効に差異があるので、地域の実情に応じて施用量を加減するものとする。

(Q11)「農薬」とは、どのようなものですか？ 使用に当たって留意すべきことは？

[A]

農薬とは、農薬取締法に基づいて登録された農薬を指しています。ただし、天敵、フェロモン、特定農薬及び有機農産物の日本農林規格（平成18年10月27日農林水産省告示第1463号）第4条に基づき使用が認められる資材（化学合成された農薬を除く。）については、農薬としてカウントしません。

農薬取締法（第12条）に定められた、農薬を使用する者が遵守すべき基準に基づいて使用してください。

(Q12) 石灰窒素はどのように取り扱いますか？

[A]

石灰窒素は、農薬及び肥料のいずれにも登録がある資材であり、使用する目的に応じてカウントしますので、次の「石灰窒素の具体例」を参考にしてください。

なお、石灰窒素を使用する目的が不明な場合は、使用する前に認証機関へお尋ねください。

（石灰窒素の使用に関する具体例）

・化学肥料としてカウントする場合

緩効性窒素の施用、カルシウム補給などの農作物の生育に必要な肥料として使用する時。

・化学合成農薬としてカウントする場合

農薬登録の内容に基づき、水稻のスクミリングガイ防除、大根のセンチウ防除、雑草防除などに使用する時。

・化学肥料または化学合成農薬としてカウントしない場合
上記以外。